

認定製造業者が

## 認定事項を変更する場合の審査、届出の区分

1、認定事項の変更等にあつては、申請、届け出などを確実に実施してください。

2、申請、届出など、扱いの区分

業務の変更に伴い、認定事項を変更する必要が発生する場合があります。その際の手続きを、確実に実施してください。本会では、以下のようにお願いしています。

### 2.1 施設の移転・業務手順の変更を伴う設備の変更

申請事項となります。実地検査を行い、日本農林規格及び認定の技術的基準への適合性の審査を受ける必要があります。

### 2.2 新規商品の追加

申請事項となります。書類審査により日本農林規格への適合性の審査を受ける必要があります。ただし、法的には義務ではありません。間違いを防ぎ、高い信頼性を確保するために、本会では、このように要請しているものです。

### 2.3 商品の単なる規格変更

届出事項です。報告をお願いします。

### 2.4 表示デザインの変更

法律上では届出などの義務はありませんが、間違いが目立つ実状から、提出をお願いします。確認をおこないます。

\*注意

施設の移転などについて申請を忘れると JAS 法第 14 条第 2 項の違反となる場合があります。 注意してください。

3、別の独立した工場でも有機の業務を始める場合

別個の独立した認定取得が必要になります。ただし、業務が一つの流れになっており格付する工場を変更しない場合は、追加施設の認定になります。複雑ですので、事前にご連絡ください。

<注意>

この基準は、関連法規の変更があった場合は変更となる場合があります。最新版は、本会のホームページで確認してください。